

別紙様式3(一般競争入札)

令和元年度 網走中部森林管理署 公共工事 契約状況

令和2年3月12日

分任支出負担行為担当官

網走中部森林管理署長 目黒 雅典 印

| 工事名 | 施工場所 | | 工事種別 | 工事概要 | 入札方式 |
|--------------|-----------------------------------|-----------|--|---|--------|
| 富士見地区5治山工事 | 北海道北見市留辺蘂町富士見 網走中部森林管理署 1083林班 | | 治山工事 | 山腹工 0.49ha 山腹土工(切土) 2664m ³ 山腹土工(押え盛土) 6545m ³ 鋼製土留工 105.84m 山腹水路工 1式 | 一般競争入札 |
| 予定価格(税抜き) | 調査基準価格(税抜き) | 契約年月日 | 契約相手方の商号又は名称及び住所 | | |
| 147,010,000円 | 131,869,260円 | 令和2年3月12日 | 北海道北見市泉町1丁目2番12号 興和建設株式会社 代表取締役 中村 健也 | | |
| 契約金額(税抜き) | 工事着手の時期 | 工事完成の時期 | | | |
| 143,000,000円 | 令和2年5月 | 令和2年12月 | | | |

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格
別添「入札公告」のとおり。
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかつた者の商号又は名称及びその者を参加させなかつた理由
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり。
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額
別紙「入札筆記録(入札執行調書)」(別添2)のとおり。
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳
別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり
- 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合
 - ・総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準 別添「入札公告」のとおり。
 - ・落札理由 技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。
- 契約金額の変更を伴う契約の変更を行った場合(令和2年3月16日追加記入)
 - ・変更契約年月日 令和2年3月16日
 - ・変更後の契約金額(税抜き) 144,149,276 円
 - ・変更の理由 「令和2年3月から提要する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置による請負代金の変更。
 - ・変更後の工事完成の時期 令和2年12月
- 契約金額の変更を伴う契約の変更を行った場合(令和2年12月21日追加記入)
 - ・変更契約年月日 令和2年12月21日
 - ・変更後の契約金額(税抜き) 178,000,000 円
 - ・変更の理由 別紙「設計変更理由書のとおり」。
 - ・変更後の工事完成の時期 令和2年12月
- 成績評定の結果(令和3年1月29日追加記入)
評定点87点

設 計 変 更 理 由 書

N.O.1

| 番 号 | 変 更 理 由 |
|-----|---|
| 1 | 山腹土工 (1) 土工数量の変更 起工測量及び現地精査の結果、設計図と現地に差異が生じていたため出来型により変更したい。また、当初大型土のう撤去数量については、台風災害時において緊急の応急処置として対応したため（網走開発建設部設置）数量確認が正確にできなかったことから想定数量として計上しており、土工数量を出来型数量にあわせ変更したい。 |
| | (2) 特殊かごの設置について 切土施工の結果、切取法面斜面より不良土が出現したことから、法面崩壊の恐れが生じたため、土砂の置き換えによる法面保護対策として特殊かご（ドレンかご）設置を追加計上したい。 |
| | (3) 押え盛土の土砂運搬について 現地精査の結果、鋼製土留工の上部に施工予定の押え盛土について、工事現場内の土砂運搬が必要となつたため不整地運搬車の運搬経費を追加計上したい。 |
| | (4) 押え盛土施工の一部取り止めについて 現地精査の結果、当初予定の押え盛土を作設すると、次年度実施予定の上部法面工事施工箇所について、資材運搬路の作設が困難であると判断し、現在の運搬路を残存させ使用するために、一部押え盛土の施工を取り止めたい。 |
| | (5) 切土法面整形について 当初設計において切土法面整形数量を計上していなかったことから追加計上したい。 |
| 2 | 鋼製土留工 (1) 鋼製土留工の床堀土砂について 床堀掘削の結果、床堀箇所の一部から不良土及び岩石が発生し、流用土（中詰及び埋戻土）としては、使用できないことが確認されたため、不良土等について残土置き場に運搬し処理をしたい。 なお岩石については、運搬可能な大きさまで大型ブレーカにより破碎をしたい。 |
| | |
| | |
| | |
| | |

設 計 変 更 理 由 書

N0. 2

| 番 号 | 変 更 理 由 |
|-----|---|
| | (2) 鋼製土留工の材料規格の変更について 鋼製土留工の鋼材の一部規格について、当初設計に誤謬があつたため鋼材の規格を変更したい。 |
| | (3) 鋼製土留工の暗渠管の配置について 現地精査及び受注者と協議した結果、当初設計の暗渠管配置では内部流水の排水効率が悪く、管が露出している状態で劣化破損しやすいことから、排水効率が十分に発揮されるように、暗渠管の配置を変更したい。また配置変更に伴い、鋼製土留工の暗渠排水パイプの数量及び継手数量を追加計上したい。 |
| | (4) 鋼製土留工の一部取り止めについて 現地精査の結果、当初予定の鋼製土留を設置すると、次年度実施予定の上部法面工事施工のための資材運搬路の作設が困難であると判断し、現在の運搬路を残存させ使用するために、一部鋼製土留の施工を取り止めたい。 |
| 3 | 山腹水路工 (1) 暗渠排水材の数量変更について 現地精査の結果、切土法面箇所において岩盤（軟岩）が出現したことを確認したため、現地の状況に合わせ暗渠排水材の数量を変更したい。 |
| | (2) 山腹水路工の植生マット設置について 法面水路工の植生マットの施工について、現地精査の結果、製品の規格上切断が必要なことに加え、次期施工予定のマット伏工の施工と重複することから設置を取り止めたい。 |
| | (3) 山腹水路工の設置について 当初設計でφ 300 mm U字水路工の再設置経費を計上していかなかったため計上したい。 |
| 4 | 仮設工 (1) 支障木の運搬経費について 工事支障木の伐倒処理について、施工地は国道の隣接地であり、現場及び現場周辺は支障木を処理・堆積するための場所がないため、工事現場外に運ぶための運搬費を計上したい。 |

設 計 変 更 理 由 書

NO. 3

| 番 号 | 変 更 理 由 |
|-----|--|
| | (2) 大型土のう撤去数量について 当初設計では大型土のう撤去数量を想定数量としていたことから、施工実態に合わせた実行数量に変更したい。 |
| | (3) 車両運搬路の修繕について 現地確認の結果、搬出土砂（粘性土）運搬路として仮設道及び林道を利用しており、仮設道は地盤が軟弱であり、林道についても、車両の往来による路盤損傷が著しいことから、敷鉄板敷設及び砂利敷均しによる運搬路修繕を追加計上したい。 |
| | (4) 土砂（大型土のう）仮置場整備について 現地精査の結果、既存の大型土のう及び土砂の一時仮置場について、車両通行及び作業ヤード作設するために一部修繕が必要なことが確認されたため、仮排水管運搬費及び運搬路の砂利敷均しを追加計上したい。 |
| | (5) 国道の交通規制について 現地精査の結果、既存の大型土のう撤去及び鋼製土留工施工に係わり隣接する国道の交通規制が必要となるが、道路構造上、現状の国道を規制すると、規制の区間距離が2.0km以上となり交通渋滞・安全走行等において支障が生じるため、道路管理者である北見道路事務所と協議した結果、規制区間を必要最小限にすることで安全な通行の確保を図るため、国道に設置された中央分離帯の一部を一時撤去することが適切であると判断したため、中央分離帯の一時撤去・再設置するための経費を追加計上したい。 |
| | (6) 電光標示板レンタル経費について 工事施工に伴う交通規制箇所は国道39号で、のぼりのカーブでもあり交通の往来も大変多いことから、交通安全の注意喚起を図るために電光標示板等のレンタル経費を使用実績に合わせ計上をしたい。 |
| | (7) 鋼製土留工の安全対策について 鋼製土留工の床堀の結果、法面上部が一部崩壊をし、修繕を行ったが、再度土砂崩壊による災害の危険が生じていたため、H鋼及びエキスパンドメタルを加工した、土砂落下防護工を設置し崩壊土砂の落下を防ぐためのH綱材等の設置費用を追加計上したい。 また施工終了後は仮設資材の撤去・運搬が必要なため撤去・運搬費を追加計上したい。 |

設 計 變 更 理 由 書

NO. 4

入札公告(建設工事)

(難工事施工実績評価方式)

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和2年2月7日

分任支出負担行為担当官
網走中部森林管理署長 目黒 雅典

1 工事概要等

本工事を難工事に指定する。

本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。

本工事は、週休2日の試行工事（発注者指定型）である。

本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用の試行工事である。

(1) 工事名 富士見地区5治山工事（電子入札対象案件）

(2) 工事場所 北見市留辺蘂町富士見

(3) 工事内容 山腹工 0.49ha

| | |
|------------|--------------------|
| 山腹土工(切土) | 2664m ³ |
| 山腹土工（押え盛土） | 6545m ³ |
| 鋼製土留工 | 105.84m |
| 山腹水路工 | 1式 |
| 仮設工 | 1式 |

(4) 工期 契約締結日の翌日から令和2年12月25日まで

(5) 本工事の入札は、適切かつ円滑な実施を目的として、仕様に基づく簡易な施工計画に係る技術提案等を求め、当該技術提案等に基づき、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査・評価する施工体制確認型総合評価落札方式（簡易型）により行う。

(6) 本工事の入札は、入札を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(7) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(8) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和2年5月8日まで余裕期間を見込んだ工事である。

なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

(9) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間が60分程度）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。

なお、この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 令和1・2年度の北海道森林管理局における土木一式工事に係るA等級、B等級又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 平成16年4月1日から平成31年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す契約金額500万円（消費税込み）以上（路体強化工は契約金額に制限なし。）の同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認められない。

経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：森林土木工事（治山事業における渓間工事・山腹工事、林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道もしくは作業道の新設工事、林道

事業における新設、改良、災害復旧工事、特殊修繕)

- (5) 当該工事の簡易な施工計画に係る技術提案書が適正であること。
- (6) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第26条第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

また本工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも主任技術者又は監理技術者の専任の配置は要しない。

 - ① 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。
 - ② 平成16年4月1日から平成31年3月31日までの15年間に、(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。

なお、当該工事が森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものである場合にあっては、工事成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満であるものは経験として認められない。

 - ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）及び技術提案書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 北海道森林管理局管内の森林管理（支）署長が発注した同種工事で、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (9) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）
- (11) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内（北海道内）に所在すること。また、経常建設共同企業体として申請書、資料及び技術提案書（以下「技術提案書等」という。）を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (12) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している

者でないこと。

(13) 以下の届出をしていない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和2年2月10日から令和2年2月25日まで（行政機関の休日にに関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から17時まで。

②場所：〒099-1100 常呂郡置戸町字置戸398-99
網走中部森林管理署 総務グループ（総括事務管理官）
電話：0157-52-3011

③その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書による。ただし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に持参すること。

(3) 技術提案書等は、入札説明書に基づき作成するものとし、申請書及び資料と併せて提出すること。

(4) (2)の①に規定する期間内に技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。

① 入札説明書に示された競争参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

② 上記2の(5)の技術提案、上記3の(1)の資料で示された実績等により、最大30点の加算点を与える。

③ 上記2の(5)の技術提案、上記3の(1)の資料、下記6の(12)の施工体制に関するヒアリング及び追加資料等の内容に応じて、最大30点の施工体制評価点を与える。

④ 得られた標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記する。

(2) 評価項目

以下に示す項目を評価項目とする。

ア 施工能力等

- ① 企業の施工実績
- ② 配置予定技術者の能力
- ③ 企業の安全管理状況

イ 信頼性・社会性

- ① 地域精通度
- ② 地域貢献度

ウ 技術提案（施工計画含む）

本工事における施工計画の実施手順、工程管理・品質管理・安全管理の方法及び施工上の課題への対応方法の妥当性、工夫等により評価する。

エ 施工体制の確保に関する事項

※ア、イ及びウの3項目で最大30点の加算点とする。

エで最大30点の施工体制評価点とする。

(3) 落札者の決定の方法

入札参加者は価格及び技術提案書等をもって入札する。標準点に加算点及び施工体制評価点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値 = {（標準点 + 加算点 + 施工体制評価点）/（入札価格）}）を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

② 評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒099-1100 常呂郡置戸町字置戸398-99

網走中部森林管理署 総務グループ（総括事務管理官）

電話：0157-52-3011

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和2年2月7日から令和2年3月9日まで（休日を除く。）の9時から17時まで（12時から13時までを除く。）。

②場所：〒099-1100 常呂郡置戸町字置戸398-99

網走中部森林管理署 総務グループ（総括事務管理官）

電話：0157-52-3011

③その他：配付資料は無料であるが、入札説明書等を記録するためのCD-R（未使用のものに限る。）を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

① 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和2年3月5日9時00分

入札締切日時 令和2年3月10日13時30分

② 紙入札方式により持参する場合は、令和2年3月10日13時30分に網走中部森林管理署入札室へ持参の上、入札すること。

③ 開札は、令和2年3月10日13時30分 網走中部森林管理署にて行う。

④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付(保管金の取扱 網走中部森林管理署歳入歳出外現金出納官吏)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号) 第2条第4項に規定する保証会社をいう。) の保証(取扱官庁網走中部森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システム等により提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書(様式自由)を提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。

③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時において上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。

(5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム）等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(6) 契約書作成の要否 要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5の(1)と同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により技術審査資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 技術提案書等の内容のヒアリング

技術提案書等の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(10) 本案件は、技術提案書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（平成16年7月29日付け16林政政第269号林野庁長官通知）による。

(11) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規定第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

(12) 施工体制を評価するために、技術提案書等の内容のヒアリングとは別に、施工体制に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

なお、ヒアリングに応じない者及び追加資料を提出しない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。

(13) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局 > 公売・入札情報 > 競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等 > 資料7：北海道森林管理局競争契約入札心得

(14) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ (<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>) をご覧下さい。

(別添1)

競争參加資格確認結果通知書

- 1 工事名: 富士見地区5治山工事
2 所属管理署: 網走中部森林管理署
3 入札公告日: 令和2年2月7日
4 競争参加資格確認結果通知期限: 令和2年2月26日

(別添2)

入札執行調書（簡易型総合評価落札方式）

入札執行月日

令和2年3月10日

開札結果は上記の金額のとおり相違ありません。

| | | | | | |
|------|------|-----|----|----|---|
| 執行官 | 農林水產 | 事務官 | 目黑 | 雅典 | 印 |
| 立会職員 | 農林水產 | 技官 | 高橋 | 好明 | 印 |
| 確認職員 | 農林水產 | 技官 | 高橋 | 好明 | 印 |

令和2年度

積算内訳書

大分類流域 常呂川 支流域 大町地区

工事名 富士見地区5治山工事

施工地 北海道北見市留辺蘂町富士見
網走中部森林管理署 1083林班

森林管理局 北海道森林管理局
森林管理署 網走中部森林管理署
事務所名等 本署

本工事費内訳表

工事名 富士見地区5治山工事

網走中部森林管理署 本署

請負費の数量内訳書

請負費の数量内訳書

| 2 | 鋼製土留工 | | | | | | |
|-------------------|---------------------------|-----------------|----------|----|-----|------------|-----|
| (構造) | | 網走中部森林管理署 本署 | | | | | |
| L=105.84m H=7.80m | | | | | | | |
| 単価No | 名 称 | 形状寸法 | 数 量 | 単位 | 単 価 | 金 額 | 備 考 |
| | [施 工 延 長] | | 105.84 | m | | | |
| | エキスパンドメタルL型ユニット | | 767.20 | m2 | | | |
| | 軽量鋼矢板セグメント | | 37.90 | t | | | |
| | 折点部異形 軽量鋼矢板セグメント | | 15.40 | m | | | |
| | タイ材・腹起し材・堤冠材等 | | 32.39 | t | | | |
| | 暗渠排水管(波状管) | | 190.00 | m | | | |
| | 暗渠排水管(波状管) | | 10.00 | m | | | |
| | 暗渠排水管(波状管) | | 5.00 | m | | | |
| | 鋼製土留工(壁面材組立・設置工) | | 70.57 | t | | | |
| | 鋼製土留工(壁面材(エキスパンドメタル)組付) | | 767.20 | m2 | | | |
| | 鋼製土留工(中詰工) | | 754.00 | m3 | | | |
| | 鋼製土留工(中詰工(最大埋戻幅1m以上4m未満)) | | 1,746.00 | m3 | | | |
| | 一般型枠工 | | 36.50 | m2 | | | |
| | コンクリート(均し基礎コンクリート) | | 9.00 | m3 | | | |
| | 掘削(植生土のう水路工) | | 43.40 | m3 | | | |
| | 植生土のう水路工(普通作業員) | | 69.40 | m | | | |
| | 鋼製土留工 碓質土床堀 | | 8,118.00 | m3 | | | |
| | 埋戻し(鋼製土留工) | | 2,404.00 | m3 | | | |
| | 堤名板[A型]設置 | | 1.00 | 枚 | | | |
| | 工種計 | | | | | 48,358,000 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

請負費の数量内訳書

請負費の数量内訳書

請負費の数量内訳書